

八王子商工会議所青年部規約

平成30年1月10日制定

(目的)

第1条 本青年部は、地域社会の健全な発展を図る八王子商工会議所活動の一翼を担うべく、未来に向けた企業の存続に必要な知識の吸収、並びに青年経済人としての資質向上に務めると共に、会員相互による切磋琢磨を通じて、八王子を代表する企業への発展を目指すことを目的とする。

(名称)

第2条 本青年部の名称は、八王子商工会議所青年部（以下青年部）と称する。

(事業)

第3条 青年部は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の研鑽と親睦・交流
- (2) 経営上の諸問題や事業の承継、存続に関する各種講演会・講習会の開催
- (3) 未来の企業経営に資する情報収集、調査・研究
- (4) 商工会議所からの諮問への答申
- (5) 商工会議所が実施する事業への協力
- (6) 関係諸団体との協調・連携
- (7) 前各号に定めるもののほか、第1条目的を達成するために必要な事業

(会員の資格)

第4条 青年部の会員は、八王子商工会議所会員事業所の代表者、事業承継予定者等で、満38歳から満50歳までの者とする。

- 2 八王子商工会議所議員については、年齢の下限はその限りではない。
- 3 会員が第9条に定める役員であり、その任期中に満50歳を迎える場合は、任期満了日までは会員資格を失わないものとする。

(加入)

第5条 青年部の会員となることを希望する者は、所定の加入手続により申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、毎年所定の納期までに年会費3万円を納入しなければならない。

- 2 会費の納入方法については、一括払い又は半期払いのいずれかを選択できる。
- 3 年度途中の入会については、年会費の月割とし、月数に応じた会費を納入しなければならない。
- 4 年度途中の退会について、既に納入された会費は返金しない。

(退会)

第7条 会員は、あらかじめ青年部に退会する旨を通知し、退会することができる。

2 会員は、次に掲げる理由によって退会する。

- (1) 青年部の会員としての資格の喪失。ただし、年齢については、満50才に達した年度の末日において退会する(第4条第3項に該当する場合を除く)
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第8条 青年部は、次の各号の1に該当する会員を会員総会の決議によって除名することができる。

- (1) 2年以上にわたって会費の納入その他会員としての義務を怠った会員
- (2) 青年部の体面を傷つけ、またはその目的の遂行に反する行為を行った会員

(役員)

第9条 青年部に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、会員総会において、会員のうちから選出し、または解任する。

(役員の仕事)

第10条 会長は、青年部を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、会長および副会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 監事は、青年部の業務および経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会員総会)

第12条 青年部の会員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、会長が召集する。臨時会員総会は、必要に応じて会長が召集し開催する。

(会員総会の決議事項)

第13条 次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任および解任
- (4) 事業計画および収支予算の決定または変更
- (5) 決算関係書類の承認

(会員総会の議長)

第14条 会員総会の議長は、会長をもって充てる。

(会員総会の議事)

第15条 会員総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

- 2 会員総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、当該会員が記名押印した書面または代理人をもって議決権を行使することができる。
- 4 前項の規定により議決権を行使するものは出席者とみなす。

(理事会)

第16条 青年部に理事会を置く。

- 2 理事会は、会長、副会長および理事をもって組織する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 理事会は、会長が必要があると認めるとき、これを招集する。

(理事会の決議事項)

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 会員総会に提案すべき事項
- (2) 会員の加入の諾否
- (3) 委員会に関する事項
- (4) 青年部の運営に関する事項

(準用規定)

第18条 第14条(会員総会の議長)、第15条(会員総会の議事)の規定は、理事会について準用する。

(委員会)

- 第19条 青年部にその目的達成に必要な重要事項を調査研究するため、会長が必要と認めた場合、理事会の承認を得て、委員会を置くことができる。
- 2 委員会に、委員の他、委員長1名、副委員長若干名を置くことができる。
 - 3 委員長、副委員長及び委員は、理事会の承認を得て、会長が選任し、又は解任する。

(事業年度)

第20条 青年部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収支)

第21条 青年部の経費は、会費、補助金、寄附金その他の収入をもって充てる。

付 則

この規則は、平成30年5月8日から施行する。